

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成30年7月2日)

現 行	変 更 後
<p>第26条 (解 約)</p> <p>(省 略)</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了する</p> <p>第27条 (免責事項)</p> <p>(1)～(12) (省 略)</p> <p>(13) 本取引のトレードシステム提供会社または価格配信元からの価格配信不能または取引不能等や原市場の休場等により、当社がお客様の注文を受けられないことにより生じる損害。</p> <p>(14) 本取引のシステム障害等により、本来の取引が行われなかったことによりお客様に生じた損害。</p> <p>(15)～(18) (省 略)</p> <p><u>(19) 価格配信元からの価格配信停止または異常価格の配信等により取引価格の配信が停止したことにより生じた損失および損害。</u></p> <p>(20) 第28条第4項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成30年1月22日</p>	<p>第26条 (解 約)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了する</p> <p>第27条 (免責事項)</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 本取引のトレードシステム提供会社またはカバー先金融機関からの価格配信不能、<u>異常価格の配信</u>、または取引不能等により、当社がお客さまの注文を受けられないことにより生じた損失及び損害。</p> <p>(14) 本取引のシステム障害等により、<u>ロスカット取引を含む</u>本来の取引が行われなかったことによりお客さまに生じた損害</p> <p>(15)～(18) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(19) 第28条第4項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日</p>